

議案第59号

寒川町町税条例の一部改正について

寒川町町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例（昭和60年寒川町条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第9項及び第10項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第11項第3号中「附則第15条第25項第1号イからニまで」を「附則第15条第24項第1号イからニまで」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「附則第15条第25項第3号イ、ロ及びハ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第25項第4号イ、ロ及びハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附則第13項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

寒川町町税条例新旧対照表

現行	改正案
附 則 1～8 (略) (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) (略)	附 則 1～8 (略) (耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1)・(2) (略)

(3) 法附則第15条第25項第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の2</u> (4) 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>7分の6</u> (5) 法附則第15条第25項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>4分の3</u> (6) 法附則第15条第25項第4号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (7) 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合 3分の2 (8) (略) (9) (略)	(3) 法附則第15条第24項第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>2分の1</u> (削る) (4) 法附則第15条第24項第3号ロ _____に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>3分の2</u> (5) 法附則第15条第24項第4号 _____に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 <u>4分の3</u> (6) 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合 3分の2 (7) (略) (8) (略)
12 (略) (軽自動車税の税率の特例)	12 (略) (軽自動車税の税率の特例)
13 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>法第444条第3項に規定する</u> _____車両番号の指定（次項及び第15項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	13 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の<u>道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>車両番号の指定（次項及び第15項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
14～17 (略)	14～17 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部

を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。